

張ン居スル為メ容易ニ意見經ヲカリシカ昨九日
午後八時ヨリ深川区猿江区組合事務所ニ於テ
幹部會ヲ開キ山分平太郎以下ニヤニ名出席シテ
要亦提出ノ可否ニ付協議ヲ凝ラス所アリ種々議
論アリスルニ結局「要亦ヲ提出スルコト」ニ決シ兵
事項並交渉委員ヲ左ノ如ク決定在日ヲ以テ
時ニ十分敬會セリ

要亦事項

- (一) 日給各自十兩宛ヲ増給スルト共ニ初任給一兩四
十錢ヲ一兩五十錢ニ値ニスルコト
- (二) 退職手当三百五十日分(十一年勤績者一兩四百日
分ニ増額スルコト)

- (三) 臨時工ヨリ常備工トナル期間ハ六月以上(大正十
四年四月改正)ナルヲ一ヶ月乃至二月(大正十四
年四月以テ規定)以テ常備工トシ退職手当
ハ臨時工トナリスルヨリ計算シテ支給スルコト
- (四) 一ヶ月公休二日ヲ三日トスルコト
- (五) 其他希望條件トシテ

1. 従来従業員ハ購買組合ヨリ白米ヲ公設市場
價格ヨリ一割安ヲ以テ購買シ會社ハ購買組
合補給金トシテ毎月一千八百円ヲ支出スルト
共ニ毎月一万五千円宛ヲ支給シ居レリト云フ
又一千八百円ノ補給金ハ事實ナリヤ否ヤ疑問
ナルヲ以テ之ヲ明確ニセシムルコト